

平成 30 年 10 月 17 日

国 税 庁

北海道の一部の地域内に納税地がある法人の皆様への  
申告書等用紙に係るお知らせ及び申告・納付等の期限について

この度の平成 30 年北海道胆振東部地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

国税庁では、本災害の被災状況等に鑑み、国税通則法第 11 条の規定に基づき北海道の一部の地域（以下「指定地域」といいます。）における国税に関する申告・納付等の期限の延長を行うこととしました。

これにより、指定地域内に納税地がある方につきましては、災害が発生した平成 30 年 9 月 6 日以後に到来する申告・納付等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されることとなります。

各法人の皆様に対しましては、申告手続の一助として、申告書等用紙（確定申告書及び予定（中間）申告書）を申告月の前月下旬に発送しているところですが、この国税に関する申告・納付等の期限の延長措置に伴い、当分の間、指定地域内に納税地がある法人の皆様への申告書等用紙の発送を見合わせさせていただきます。

申告書等用紙のご要望がある場合は、最寄りの税務署までお問い合わせください。

(注) e-Tax で申告されている法人の皆様への「申告のお知らせ」につきましても、  
当分の間、メッセージボックスへの格納を見合わせさせていただきます。

○北海道の一部地域（指定地域）

都道府県名	指 定 地 域	(参考) 管轄署
北 海 道	勇払郡厚真町、勇払郡安平町、 勇払郡むかわ町	苫小牧